

工賃規定

一般社団法人 大きな和同志会

就労継続支援 B 型事業所

New Revival Academy

第1条（目的及び適応範囲）

第2条（工賃の支払い方法）

第3条（工賃の計算期間及び支払い期日）

第4条（工賃の算定及び決定）

第5条（工賃の単位）

第6条（その他条項）

New Revival Academy 工賃規定

第1条（目的及び適応範囲）

この規定は、一般社団法人大きな和同志会が運営する「New Revival Academy」が行う障害者総合支援法に基づく指定就労継続支援B型事業の利用者に支給する工賃について、必要な事項を定めるものとします。

第2条（工賃の支払い方法）

工賃は直接利用者に対し通貨でその全額を支払い、同封の領収書に本人の署名・捺印後、事業所に提出したことを確認します。ただし、本人が領収書に署名・捺印することが困難な場合には、代理人が署名・捺印することができます。

第3条（工賃の計画期間及び支払い期日）

工賃は毎月1回、1日から月末までの分を翌月10日に支払います。ただし支払日が休日にあたる場合は、その前日の出勤日に支払います。また、出勤の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることができます。

第4条（工賃の算定及び決定）

工賃は、原則として障害者総合支援法の定めるところにより、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額とします。

2. 工賃の算定について

算定方法

利用者の当該月の利用回数の合計延べ日数を全工賃の額で割り、1日分の工賃を算出し、各利用者の利用日数にかけた金額とします。

- * 作業工賃は各利用者の作業能力等による差はありません。
- * 利用者のやむを得ない用事（通院・役所など）のために、利用時間が短くなった場合も通所した場合は、工賃の差はありません。
- * アルバイトと併用でB型作業に参加した場合は半日出勤として0.5日計算で工賃を算出いたします。
- * 施設外就労を導入した場合は、新たな工賃規定を設けるものとします。

第5条

工賃の単位は「円」とし、円未満の場合は切り捨てとします。

第6条（その他の条項）

この規定に定めるものの他、工賃に係る事項は、職員会議等で、検討し、事業所管理者の承認を得て定めるものとします。